平成２４年（フ）第９２０３号
埼玉県八潮市大字木曽根470―１―205
債務者　阿部千代子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深瀬　仁志
4　破産債権の届出期間　平成24年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２０９号
東京都新宿区西新宿７丁目21―３―1007
債務者　中村　幸子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　充宏
4　破産債権の届出期間　平成24年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月26日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２３２号
東京都港区芝浦３丁目１―29―５Ｆ
債務者　野地　　歩
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　　剛
4　破産債権の届出期間　平成24年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２４９号
東京都葛飾区奥戸６丁目７―16―201
債務者　中村　義之
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦　　勝則
4　破産債権の届出期間　平成24年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２５２号
東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木554―29
債務者　田中　留吉
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤真太郎
4　破産債権の届出期間　平成24年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２５３号
東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木554―29
債務者　田中美代子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤真太郎
4　破産債権の届出期間　平成24年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３８６号
大阪府泉大津市曽根町２丁目11番43―205号
債務者　鈴木　治己
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３９１号
大阪府岸和田市三ケ山町17番地の１、前住所大阪府岸和田市尾生町2368番地
債務者　西田　隼人
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
福岡県大牟田市小浜町２丁目２番地１
債務者　田嶌　勝則
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第９３号
山口県宇部市大字西岐波574番地10
債務者　古谷　一貫
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第６２２号
千葉市中央区蘇我１―15―８　レオパレスベイブリーズそが103、住民票上の住所札幌市西区琴似１条５丁目１番16号　ハイセレール琴似101号
債務者　鐘下　朋恵
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２３９号
愛知県知多郡武豊町大字東大高字北浜田58番地１　ビューテック独身寮Ｃ棟15号
債務者　小川　勝徳
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２５７号
名古屋市中川区服部５丁目1006番地
債務者　吉田朱里こと　宋　　玉姫
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３１２号
愛知県春日井市出川町８丁目23番地６　ミノタハイツ出川106号
債務者　福岡　法仁
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３８号
愛知県一宮市花池３丁目23番30号　Mハウス３号
債務者　藤田不二夫
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３５８号
兵庫県加古川市尾上町今福357番地の１　アーバン・アーク303号
債務者　徳重　安彦
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部